

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(添付書類等)
 第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。
 2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
七 船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)	別表第二号第3	別表第二号の二第5
十四 特定船舶局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)及び無線航行移動局	別表第二号の三第3	[略]
[略]	[略]	[略]

(添付書類の写しの提出部数等)
 第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区 分	書 類
一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局(電気通	無線局事項書及び工事設計書の写し 二通

改正前

(添付書類等)
 第四条 [同上]
 2 [同上]

区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
七 船舶地球局	別表第二号第3	別表第二号の二第5
十四 特定船舶局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)及び無線航行移動局	別表第二号の三第3	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]

(添付書類の写しの提出部数等)
 第八条 [同上]

区 分	書 類
一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機	[同上]

<p>「信業務を行うことを目的とするものに限る。」、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局）以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局</p>	
<p>一 非常局、基地局、携帯基地局、船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局</p>	<p>無線局事項書及び 工事設計書の写し 一通</p>

〔2 略〕

別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。以下、この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下、この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

〔1～3 略〕

〔注1～44 略〕

別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下、この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替え、無線局

<p>地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局）以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局</p>	
<p>一 非常局、基地局、携帯基地局、船舶局、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局</p>	<p>〔同上〕</p>

〔2 同上〕

別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔同左〕

〔1～3 同左〕

〔注1～44 同左〕

別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

〔同左〕

<p>の種別の欄、申請（届出）を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。</p> <p>アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。</p> <p>[1～7 略]</p> <p>[注1～43 略]</p> <p>別表第二号の三第3 特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下、この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p> <p>[様式 略]</p> <p>[注1～18 略]</p> <p>19 18の欄（特定船舶局及び船舶地球局に限る。）は、該当する□にシ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に（ ）に記載すること。</p> <p>[20～43 略]</p>	<p>[1～7 同左]</p> <p>[注1～43 同左]</p> <p>別表第二号の三第3 特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p> <p>[様式 同左]</p> <p>[注1～18 同左]</p> <p>19 18の欄（特定船舶局に限る。）は、該当する□にシ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に（ ）に記載すること。</p> <p>[20～43 同左]</p>
--	--

備考 表中「」の記載は社説による。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている船舶局（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置を設置しているものに限る。）にあつては、免許状及び無線局事項書の通信の相手方の欄に人工衛星局の受信設備が記載されているものとみなす。